

昭和四十六年四月二十七日受領
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質六五第七号

昭和四十六年四月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員門司亮君提出憲法記念日の祝典行事開催に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員門司亮君提出憲法記念日の祝典行事開催に関する質問に対する答弁書

憲法記念日は、国民の祝日であり、国民こぞつて祝うべき日である。その祝い方としてはいろいろ考えられるが、政府により式典を挙げるのもその一つである。憲法制定当初においては、数年間五月三日に式典を挙げてきたが、その後はとくに式典を開催していない。

すでに、国民の心の中に日本国憲法は十分浸透・定着していると考えられる現在、国民こぞつて二十数年前の憲法の誕生を思い起こし、休日としてこれを祝うことがよいのではないかと考える。

右答弁する。